

設計図書等に対する回答書

令和 8 年 6 月 1 9 日

回答者 岩沼市長 佐藤 淳 一

| 件 名 | 令和 8 ～令和 1 3 年度 岩沼市立保育所 I C T システムサービス提供等業務 | |
|-----|---|---|
| 番号 | 質問事項 | 回答事項 |
| 1 | <p>仕様書 P1 1. 基本事項 (4) 事業内容</p> <p>特定の民間サービス名である『ルクミー』を指定した記述がございます。</p> <p>地方自治法第234条が定める「一般競争入札における競争の確保、公平性・透明性の原則」に鑑み、特定のシステムに限定し他社製品の参入を事実上不可とされている、合理的かつ不可欠な理由をご教示ください。</p> <p>また、同等以上の機能を有するシステムは多くございますが、他システムでは難しく同システムを指定する理由をお伺いさせていただきます。</p> | <p>当市が必要としている音声による文書入力機能や入力された情報をもとに自動で配信文章が生成される AI による文章作成補助機能や写真データが添付できる連絡帳機能について令和 6 年度時点で唯一有していたのがルクミーであり、2 年間の試行的運用を行ってまいりました。今回の入札でルクミーに限定した理由は、その 2 年間の利用を経てアンケートを実施した結果、保育現場と保護者からルクミーの利用継続を求められたためです。</p> <p>また、ルクミーは開発事業者からのシステム利用環境の提供のほか、ライセンス契約した一般事業者からも提供可能であることから、競争性の確保、公平性・透明性の原則が著しく阻害されるものとは考えておりません。以上のことから、今回の入札はルクミー導入を前提しております。</p> |
| 2 | <p>仕様書 P1 1. 基本事項 (4) 事業内容</p> <p>本仕様書の「2. (2)①機器類」においては、指定端末 (ドコモ dtab) に対して『同等品を納入予定の場合は、入札書の提出前に質問書により申し出ること』として、同等品の参入を認める規定がございます。</p> <p>一方で、システム (ソフトウェア) 本体である「ルクミー」については、同様の同等品申請や代替提案に関する記述がございません。機器類と同様に、仕様書に記載された機能要件を満たす「同等品 (他社保育 ICT システム)」での仕様</p> | <p>1. の回答のとおりです。また、ハードウェアは同等品であっても本業務の目的達成に影響しないからです。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | 承認・入札参加が認められないのはどのような理由からでしょうか。またハードウェアとソフトウェアで取扱いに差を設けている明示的な理由をご教示ください。 | |
| 3 | 仕様書 P3 (2)運用に係る準備等① 登降所管理専用端末としてdtabが指定されておりますが、システム接続用の機器はiPadを予定されております。端末はiPadで登降所機能を含む全般の業務を行うのではなくdtabを指定されている、もしくはその逆としてすべてdtabにしない端末を統一しない理由を教えてくださいいただけますでしょうか。 | 登降園管理専用端末として dtab にて動作検証を行っており、安定的に運用できることが確認できているためです。また、システム接続用端末は現在使っている iPad を引き続き使用するためです。 |
| 4 | 仕様書 P3 (2)運用に係る準備等① システム接続用の機器としてiPad第7世代を指定されております。同モデルはiPadOSのメジャーアップデートを最新にすることができないと想定されますが、そういったOSを搭載するiPadにて園児や職員の方の個人情報を含めた運用を行うことは問題ないのでしょうか。 | iPad については現時点で更新中であり、令和8年度中には第10世代に更新完了予定です。 |
| 5 | 仕様書 P3 (2)運用に係る準備等① ルクミーサービスでは、第7世代のiPadで今後令和13年7月末までブラウザもしくはアプリで動作保証される見込みでしょうか。もしそうではない場合、どのように動作が安定して行えると考えておりますでしょうか。 | iPad については現時点で更新中であり、令和8年度中には第10世代に更新完了予定です。 |
| 6 | 仕様書 P4 (4)データ移行要件② 「既存システムからのデータ移行は、原則受注者が行うこと。」と記載がございます。既存システムがどのようなサービスか不明な状態でデータ移行を行うことは難しいと考えており、既存システム名、またなぜ既存システムを継続利用するのではなく切替を考えているのかをご教示ください。 | 当市の保育所では現時点でルクミーを利用していますが、入札結果により提供事業者に変更があった場合、現時点で登録しているデータはそのまま引き継げないので切り替えを想定しています。 |
| 7 | 仕様書 P4 (5)システム保守⑤ データセンター運営事業者はIS09001/14001、プライバシーマークのいずれかの認証を取得していることとありますが、9001は品質管理でありシステム自体に課すことは理解できます | 運用業務の品質改善が継続的に行われていることの一つの指標として、IS09001 の認証取得を、データセンターを運営する事業者（以下「運営事業者」）にも要件としております。 |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>が、データセンターに求める要件としては適切ではないと考えております。ISO9001をデータセンターの保守要件の認証としている理由を教えてくださいませんか。</p> | |
| 8 | <p>仕様書 P4 (5)システム保守⑤</p> <p>上記のデータセンターの認証ですが、ISO14001の場合は、当該データを保管するデータセンターがISO14001の認定範囲である必要があるという理解であっておりますでしょうか。</p> <p>例：AWSの場合は、ISO14001の「AWS Data Center locations」に当該データセンターが位置すること</p> | <p>ISO14001 は運営事業者の要件です。</p> |
| 9 | <p>仕様書 P4 (5)システム保守⑥</p> <p>「クラウドサービスのシステムは国内事業者であり、国内または国外のデータセンターにあるものとする。」と記載がありますが、園児や保護者の情報等も扱うシステムのデータが海外のデータセンターに保管されることは問題ないのでしょうか。</p> | <p>問題ないと考えております。</p> |
| 10 | <p>仕様書 P4 (5)システム保守⑥</p> <p>上記のデータセンター要件ですが、仮に海外のデータセンターの活用が認められてとしても日本の法律が適用されることは難しいと考えております。そういったのが可能なケースはあるのでしょうか。</p> | <p>日本の運営事業者がクラウドサービスを運営し、利用者も日本にいる場合は日本の法律が適用されるケースがあると認識しております。</p> |